

○財務省告示第二百五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、平成二十九年八月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行価格
利付国庫債券（十年）（第三百四十七回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱	いによる発行	円 九億七千二百九十五万二千九百	円 九億七千二百九十五万二千九百	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成二十九年八月七日	額面金額百円につき百円六十銭

十二

の経過
払込
み

各募集取扱機関は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期日
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{48}{365}$$

十三

初期
利子

平成二十九年十二月二十日を
払期とし、次の算式により支出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.1}{1} \times 1$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。

十五

償還
期限

平成二十九年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

償還
金額

日本銀行

十七

払込
場所
日

平成二十九年八月七日

十八

払込
期日